

愛媛県立図書館及び愛媛県美術館に係る広告掲示取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県立図書館及び愛媛県美術館（以下「図書館等」という。）において愛媛県広告事業実施要綱（平成17年12月28日付け17企画第1142号企画情報部長通知）の規定に基づいて行う広告掲示の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 掲示できる広告の種類は、ポスター広告とする。

(掲示しない広告)

第3条 広告が次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告を掲示しない。

- (1) 閲覧者に誤解又は不快感を与えるおそれがあること。
- (2) 県の情報と錯誤されるおそれがあること。
- (3) 個人の氏名を広告するものであること。
- (4) その他広告の表現として適当でないと認められること。

(広告の掲示場所)

第4条 広告を掲示できる場所は、別表に規定する掲示場所のうちから募集要項で定める。

(広告取扱業者の選定)

第5条 広告取扱業者は、図書館等の各施設ごとに、見積書を徴して選定する。

- 2 前項の選定に関し必要な事項は、募集要項で定める。

(契約の締結等)

第6条 前条第1項の規定により選定された広告取扱業者は、広告の掲示が開始される際に図書館等の施設等の目的外使用の許可を受けるとともに、広告掲示に関する契約を締結しなければならない。

(広告の掲示の申込み)

第7条 広告の掲示を希望する者は、広告取扱業者に対し別紙広告掲示申込書により申し込むものとする。

(広告主の公募)

第8条 広告取扱業者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、前条の申込みの募集を愛媛県ホームページ等を通じた公募によって行うものとする。

- 2 前項の公募に当たっては、広告取扱業者は、当該公募の手続について図書館等の長（以下「施設長」という。）と協議しなければならない。
- 3 広告取扱業者は、第1項の公募と併せて営業活動を行うことができる。

(広告主の選定等)

第9条 広告取扱業者は、広告掲示の申込みがあったときは、当該申込みを行った者を選定審査して、当該広告の掲示の可否について施設長と協議しなければならない。

2 前項の選定審査に当たっては、地域性及び公共性の高いものを優先するものとする。

(広告内容の審査)

第10条 広告取扱業者は、広告主が作成した広告を当該広告掲示開始日から起算して10日前の日までに施設長が指定した場所に提出するものとする。

2 広告取扱業者は、広告の内容について施設長の審査を受け、承認を受けなければ掲示してはならない。

3 広告の作成及び提出に関する経費は、広告主又は広告取扱業者が負担するものとする。

(広告の掲示期間)

第11条 広告の掲示期間は、原則として1箇月とする。ただし、1箇月を超える期間の申込みがあったときは、1年を超えない範囲で月単位となるよう定めるものとする。

2 広告掲示開始日（広告掲示を開始する日をいう。以下同じ。）又は広告掲示終了日（広告掲示を終了する日をいう。以下同じ）が図書館等の休館日に当たるときは、当該広告掲示開始日又は当該広告掲示終了日は、別に定める。

(広告の掲示方法等)

第12条 第10条第2項の規定により承認した広告は、施設長が広告掲示開始日の前日の午後1時から午後5時までの間に貼付するものとする。

2 掲示中の広告の維持管理は、広告取扱業者が行うものとする。

3 掲示した広告は、施設長が広告掲示終了日の午後1時から午後5時までの間に取り除くものとする。

4 取り除いた広告は、図書館等において処分することができる。

(広告の内容等の変更)

第13条 広告取扱業者は、広告の掲示を開始した後であっても、広告主及び広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 第7条、第8条第1項及び第2項、第9条並びに第10条の規定は、前項の規定により広告主及び広告の内容を変更する場合について準用する。

(広告内容の修正)

第14条 施設長は、掲示した広告が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告取扱業者に内容の修正を求めることができる。

(1) その内容が法令若しくはこの要領に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) その内容に誤りがあることが判明したとき。

(広告の取除き)

第 15 条 施設長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告を取り除くことができる。

- (1) 広告主及び広告の内容が法令若しくはこの要領に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 広告の内容に誤りがあることが判明したとき。
- (3) その他広告の掲示を継続することが適切でないと認めるとき。

(広告の掲示の取下げ)

第 16 条 広告取扱業者は、広告の掲示を開始した後であっても、広告の掲示を取り下げることができる。

- 2 広告取扱業者は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により施設長に申し出なければならない。

(広告取扱業者の責務)

第 17 条 広告取扱業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告取扱業者は、広告の掲示により愛媛県及び第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、広告の掲示の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

施設名	掲示場所	掲示スペース (縦) × (横) (cm)
愛媛県立図書館	1階ロビー	90×360
	エレベーター内壁面	100×100
	2階第1学習室壁面	100×250
	2階第2学習室壁面	100×250
	4階エレベーターホール壁面	100×250
愛媛県美術館	ハイビジョンギャラリーの西側面	230×360

広 告 掲 示 申 込 書

平成 年 月 日

様

広告ポスター掲示申込者

住所（所在地）

氏名（法人にあつては名称）

代表者職・氏名

印

担当者職・氏名

電 話 番 号

県立図書館等への広告掲示について、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除設置要綱及び愛媛県立図書館及び愛媛県美術館に係る広告掲示取扱要領を遵守のうえ、次のとおり申し込みます。

広 告 掲 示 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ※原則として月単位とする。
掲 示 する 広 告 の 概 要	
掲 示 場 所	
確 認 欄	1 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したことはない。 (はい いいえ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品に係る業種の場合は、食品衛生法（食中毒）、JAS法などの関係法令 ・ 工場等を持つ業種の場合は、水質汚濁防止法や工場立地法などの関係法令 ・ その他、景品表示法や独占禁止法など関係する法令 （「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。）
	2 過去2年間に愛媛県から指名停止措置又は不利益処分を受けていない。 (はい いいえ) （「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。）
	3 消費者金融、たばこ、ギャンブル（宝くじを除く。）、法律に定めのない医療類似行為、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制される事業を行う業種ではない。 (はい いいえ)
	4 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営又は運営に関与していない。 (はい いいえ)

注1 本申込書記載事項に虚偽があつた場合は、広告の掲示を中止し、それに伴い生じる経費を負担しなければならない場合があります。

2 広告の掲示基準等については、裏面を参照

広告掲示等のチェックリスト

根拠	チ　　ェ　　ッ　　ク　　項　　目	確認欄
広 告 事 業 実 施 要 綱	○広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。	
	(1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの	
	(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの	
	(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの	
	(4) 政治性又は宗教性のあるもの	
	(5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの	
	(6) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの	
	(7) その他、県有財産に広告として掲示することが適当でないと認められるもの	
	○次に掲げる業種又は業者に係る広告は、掲示することができない。	
	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの	
	(2) 消費者金融に係るもの	
	(3) たばこに係るもの	
	(4) ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係るもの	
(5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの		
(6) その他、県有財産に広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの		
網	○次に掲げる者は、広告主としないことができる。	
	(1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者	
	(2) 愛媛県から指名停止措置を受けている者又は愛媛県から不利益処分を受けている者	
表 示 基 準	○次のいずれかに該当する内容の広告は、掲示することはできない。	
	(1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの	
	(2) 責任の所在が不明確なもの	
	(3) 内容が不明確なもの	
	(4) 事実と異なる内容を含むもの	
	(5) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの	
	(6) 比較広告(二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。)	
	(7) 懸賞広告及びクーポン付き広告	
	(8) 美観風致を害するおそれがあるもの	
	(9) 国内世論が大きく分かれているもの	
	(10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必要性がないもの	
	(11) 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの	
(12) その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められるもの		
広 取 扱 要 示 領	○広告が次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告を掲示しない。	
	(1) 閲覧者に誤解又は不快感を与えるおそれがあること。	
	(2) 県の情報と錯誤されるおそれがあること。	
	(3) 個人の氏名を広告するものであること。	
	(4) その他広告の表現として適当でないと認められること。	

注 問題がない場合は、確認欄に○を記入してください。